

応用倫理授業実践報告

渡 辺 忠

以下は、平成13年度一般教育科目「応用倫理」の教材解説の配布物に若干の手を加えたものを、授業実践報告資料として公開するものである。授業の実践記録を公表することで、手探りで進めてきた授業のあり方を客観的に見直し、批判を仰ぐ機会を得ようというのが、本稿の第一の目的である。ところで、平成13年度の「応用倫理」は、後期の最後の2回を筆者の体調不良により休講としたため、授業は中途半端な形で終わってしまった。本誌『白鷗法学』は全学生に配布される建前であるから、誌上で残りを補足し、受講者に読んでもらい今年度の授業を完結させようというのが、本稿の第二の目的である。じつは、これに加えて、教材テーマである「身体の自己所有と自己決定」に関する筆者の基本的な考え方の自己確認作業の機会にしようという思惑もあった。しかし、これは本来、十分な準備のもと学術論文に仕上げるべきテーマである。だが、現在の筆者にその力はないため、授業の配付資料にうっすらと毛が生えた程度には手を加えてあるものの、ほぼ現状の形で公表することにした。とくに資料【2】の前半部分（《3》まで）は配付資料そのままである。「論文」でも「研究ノート」でもなく「資料」と銘打つ所以である。また、本稿には教材文の著者の議論への批判が含まれるが、これは教室における授業の一環としての批判のパフォーマンスであり、その報告にすぎず、本稿そのものが批判を目的とした論述ではないことを、予めことわっておく。

「応用倫理」は、半期2単位の選択科目として前期開講の「批判的思考」（いわゆるクリティカル・シンキング）と共に平成11年度より一般教育科

目として新設され、同じ時間帯の後期に開講している。講義の目的は、日常生活の中で出会う、さまざまな道徳的問題に対して、多様な考え方があつてを学び、賢明な意志決定ができるようになるための基礎訓練を施すことである。特定の道徳的見解を注入するのではなく、討議を通じて受講者が合理的批判的に自らの見解を形成していくことを重視している。「批判的思考」の実践編という性格である。同時に、文献を読みレジメを書いて理解すること、意見を形成し議論をすること、短い論文形式のレポートをまとめることなどを、授業を通じて育成すべき能力と考えている。担当者もきついが学生に対する要求も大きいようで、受講登録者数は、概ね30名から50名程度と少なく、学期終了時に教室にいる人数は、さらにその半分にも満たない。授業構成は、予習での読解と授業中の議論を主としており、事前に印刷教材を配布し、期限を設けてレジメを提出させるとともに、授業では学生を挑発して議論をさせる。授業終了時にB5一枚程度の出席カードに必ず意見を書かせ、次回はそれをもとに議論を継続する。最小限必要な知識は講義として補足するが、あくまで学生の議論を中心に運営する授業である。もちろん、これは理想で、なかなか活発に応じてくれる学生は少なく、また年々減る傾向にある。

基本的な教材は、まだ邦訳のないColin McGinn *Moral Literacy* (の訳文)を中心にし、各章のテーマに関連した文章(の訳文)を、英米のapplied ethicsのさまざまなアンソロジーや国内の教科書などから採って補足している。McGinnの本は、概ね穏当なりベラリズムの立場で書かれた合理的主義的な応用倫理の入門書で、心の哲学や言語哲学でのMcGinnとはいくぶん趣が違うが、好著である。構成は、簡単な序章の後、動物の道徳的地位、人工妊娠中絶、暴力、セックス、ドラッグ、検閲、徳という順に記述がすすむ。応用倫理の授業は、これにあわせて以下のように進行する。丸数字は教材である。

- I あなたが平然とやっている差別？：動物の道徳的地位
- ①マギン「動物」、②平石敏隆「動物解放の理論」
- II 人を殺してはなぜいけないのか：人工妊娠中絶と安楽死
- ①マギン「人工妊娠中絶」、②J.J.トムソン「人工妊娠中絶の擁護」、
③M.トゥリー「人工妊娠中絶と嬰兒殺」、④平石敏隆「人工妊娠中絶」、
⑤J.レイチェルズ「積極的安楽死と消極的安楽死」、⑥河井徳治「安楽死と尊厳死」
- III 悪しくまかれた種は悪しく刈り取られねばならないか：死刑と戦争
- ①マギン「暴力」、②団藤重光「死刑廃止を訴える」、③小浜逸郎「死刑は廃止すべきか」、④J.レイチェルズ「刑罰とディザート」、⑤J.マクマハン「戦争における暴力の使用と倫理学」、⑥G.ウォレス「戦争、テロリズム、道徳的整合性」、⑦T.ネーゲル「戦争と大量虐殺」
- IV 茶髪、ピアス、タトゥー：身体の自己所有と自己決定
- ①熊野純彦「自分の身体を自由にできるのか」、②J.S.ミル「自由論（抜粋）」、③加藤尚武「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよいか」
- V ヘンタイって何だ：正常と異常・性的自己決定
- ①マギン「セックス」、②T.ネーゲル「性的倒錯」

以下、ドラッグとホイッスル・ブロウイングについて用意はしているが、半期の授業ではこの辺で時間切れである。とくに、今年度は「9.11」との関連でテーマⅢの、とくに戦争について時間をかけすぎたため、進行が遅れた上に、上述の事情でテーマⅣの途中で終了する羽目になった。Ⅴは教材①を渡したただけである。学期末に必ず学生による授業評価を（個人的に）してもらっていたが、今年度は上に書いたような事情で出来ず、授業に対する学生の反応のデータとしては、学期末レポートの他は毎回提出する出席カードの意見記入欄のみとなった。この中からいくつか学生の意見を拾ってみる。以下の資料【1】に対する学生の意見である。なお、この教材に

については、レジユメの提出ではなく、後述のテーゼの立場、アンチテーゼの立場、そのどちらでもない第三の立場のいずれかに立って意見を述べることを求めた。また、文章は、授業配付資料としての紙幅の制約から、主旨を大きく変えない範囲で筆者が補足・翻訳し簡潔に述べなおしたものである。

〈テーゼに賛成する立場〉

- ・身体の自己所有は絶対的なものだ。精神と肉体は結びついているべきで、どのような場合にも他人から「あなたはこうでなくてはならない」と決められるいわれはない。
- ・売春は個人間の合意に基づくのであれば何の問題もない。臓器売買は全く問題がないわけではないが、人命の救助に資するのであれば、十分許容可能である。
- ・自分の身体に関する権利は自分のみがもちうる、他人には触れることのできない領域だ。それが制約されることは、身体が他人によって形成され所有されることだ。自分の身体の処理に無制限な自由が許されないなら、いったい誰がその権利をもてるのか。自殺もまた否定的自由の表現にすぎないかもしれないが、そうであって構わないではないか。
- ・奴隷になると自由がなくなるので自己矛盾となるというが、自由の放棄を含めての自由選択ではなかったか。奴隷には奴隷なりの自由があるだろう。喫煙で肺ガンになるのも飲酒でアル中になるのも、同じ自由選択の結果だが、自由を行使して奴隷になるのがそれとどう違うのだろうか。
- ・アンチテーゼの背景は、社会秩序の維持という正義感である。だが、そのようなもので身体の自由や自己決定が制約されるべきではない。それは、特定の価値観や規範意識の一方的な押しつけにすぎない。

〈アンチテーゼに賛成する立場〉

- ・ものには限度があり、その限度は時と場合による。大学生には許されて高校生には許されないこともありうる。すべて無条件で許される自由など、薄っぺらで、本人を墮落させるだけではないか。
- ・人は自分の身体を無制限に処理してよいわけではない。他人に迷惑をかけない範囲を自分で考えて行為すべきだ。茶髪・ピアス・タトゥ位であればまだしも、麻薬・売春などはその範囲を超えるので、法律があろうとなかろうと許される行為ではない。
- ・茶髪・ピアス・タトゥは自己表現だから自己の身体に対する処置として認められる。自殺や売春はそれと同水準の問題ではない。自己の身体の処理に無制限な自由があるわけではない。
- ・自殺・売春・臓器売買の許容は社会秩序の混乱を引き起こすだけでなく、社会を支えるモラルの低下を招く。これは社会にとって大きな害悪である。だから、自己の身体に対する自由には何らかの制限が加えられるべきだ。
- ・自分の身体も精神も自分だけで形成してきたわけではない。周囲の力があってこそ可能だったはずだ。周囲の意向を全く無視するようなふるまいは、道徳的に容認できない。
- ・茶髪・ピアス・タトゥと異なり、自殺は自分の身体に回復不可能な処置を与えることで、現状回復が不可能である。人に回復不可能な傷を負わせ殺害することは加害行為・殺人であり許されない。自殺はたまたまそれが自分自身に対するというだけで、この例外となるものではない。自殺が許されないものである以上、自己の身体の処理にも無制限な自由があるわけではないのは明らかだ。
- ・人は孤立して存在することのできない社会的存在である。社会の中で生活しているのだから、周囲の環境に制約されるのはやむを得ないことだ。すべて好きなように行うことは困難である。

- ・テキストにあるように、自分が自分の身体を「所有」しているというのは、どこか直観に反している。これだと、他人が一人もいなくても、自己所有による自己決定として自由な行為があることになるが、自由とは本来他人との交流や軋轢の中で構想されるものではないのか。

〈第三の立場〉

- ・子は親に養育されて今があるから、親の言い分を無とすることはできない。一方、子はその身体で生きているのだから、子の言い分を無とすることもできない。身体の所有に厳密な区切りをひくことはできないが、責任能力で区分することは可能だ。責任能力のない未成年者は親の判断に従うべきだが、自立して自己管理できる、責任能力ある成人は、自己の身体に関する完全な自由を認めるべきだ。
- ・茶髪・ピアス・タトゥは、一昔前なら社会通念に反する行為であった。今では何の抵抗もないばかりか、好ましいと思う人も多い。社会通念は時代に相対的である。だが、売春や自殺を容認する時代がやってくるか否かは、かなり難しい問題である。
- ・本人の最善の利益を本人が判断できる場合は、本人の自己責任にもとづき自己決定すればよい。だが、多くの場合、人の判断能力は不十分である。社会的規範は、これまでの歴史的経験の所産であり、個々人の判断能力よりも信頼できる。そのような観点から最善とされた判断には従うのが賢明ではないか。

ついでに〈他者加害原理について〉

- ・社会および他人に害が及ばない限り自由な行為を認めてよい。だが、現在容認されている自動車の運転なども、事故の危険や排気ガスなど他者加害を伴うのであり、整合性がとれていないと思う。
- ・人は他人に害を及ぼさなければ自由なふるまいを許されるべきだ。だが、

どの行為も何らかの迷惑をかけている。周囲に全く害を及ぼさぬ行為などごくわずかしかない。自己決定の前提である完全な権利の所有など、人にはありえないのではないか。

- ・他者加害原理は空虚である。なぜなら、どのような行為も意図するとせざるにかかわらず、他者に害を与えうるから、他者加害原理に従うなら、人はいかなることも自由にできなくなってしまうからである。自由は、もっと別の根拠にもとづくのではないか。

多少の加筆修正があるとはいえ、なかなか立派な意見であるし、鋭い着眼もある。以下の資料【2】の「批判的分析」に較べて、はるかにまっとうな意見だと感じる向きも多いだろう。とかくその行動を大人に非難されがちな今時の若者が、意外なほどバランスのとれた成熟した道徳意識をもっていることに驚き、かつ安堵する向きも多いと思う。筆者も同意するが、しかし、実は不満なのである。彼/彼女らの「まっとうな意見」は、教材に触発されたとはいえ、教材文の内容にたちいたった吟味を経ていない。おそらく、同じテーマの別の教材を用いても、同じように「まっとうな意見」が返ってきただろう。その意味で、これらは彼/彼女らの素の意見であり、野矢茂樹『論理トレーニング』の言葉を借りれば、教材文への「異論」であって「批判」ではない。じじつ、このような意見の集成をもとに討論をはじめると、なかなか議論がすすまない。いわばそれぞれ言いつばなしなのである。それは厳しく言えば心地よげな放言にすぎない。その上、これは批判精神の欠如でもある。教材文は比較的取っつきやすく書かれているが、一般に多くの学生は、論説文のいかめしい文章と著者がまとめている（と彼/彼女らが勝手に錯覚している）学問的権威の前に萎縮してしまい、手も足も出なくなってしまう。あるいは、全く理解しないか、逆に著者に説得されてしまう。筆者は単純な物わかりのよさも単純な物わかりの悪さも、どちらも嫌いである。以下の配付資料で学生に伝えたかったこ

とは、批判的に「読む」ということが、心地よい放言などと較べて、けっこう面倒な作業だということである。その作業のための準備は「批判的思考」「論理学」そして「応用倫理」の授業で整えてきたつもりである。なかなか定着しないのは、筆者の教育方法の拙劣さによるのだが、わずかな授業時間では伝えきれないことも多い。機会あるごとに、学生の意識を啓発し続けなければならないと考えている。『白鷗法学』という学術誌に場違いな教育実践資料を掲載するのも、そのような次第からである。というわけで、以下の配付資料【2】は、資料【1】の批判的分析の一例である。ねちねちと重箱の隅をつつく詰まらぬ作業という印象をもたれる向きもあるかとは思いますが、上述の事情に鑑みご海容願いたい。このような内容の授業に対して、忌憚ないご意見を賜れば、なお幸いである。

本稿が教材解説のため分析の実例提示を行った配布教材は、佐藤康邦、溝口宏平編『モラル・アポリア』（1998年、ナカニシヤ出版）より、第8章、熊野純彦「自分の身体を自由にできるのか」（81-90頁）である。学生にとって親しみやすい主題と書き方、簡潔に示された論証など、教材として好適なよい文章である。以下、本稿を読む上での便宜のため、テキスト原文を一部省略の上で資料【1】として採録する。なお、この引用に関しては「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」と判断し、版元ナカニシヤ出版と教材文の著者熊野純彦氏（以下「著者」と略記）の許諾は得ていない。

【1】身体の自己所有と自己決定 教材1「自分の身体を自由にできるのか」

問題の発端

あなたに、高校に通う娘がいたとしよう。ナミエというその娘は、日焼けサロンできれいに灼きあげた肌に、茶色に染めた髪を長くのばしている。何もしなくても一番きれいなときなのに、とあなたは普段から思っている。

それでも、娘にうるさがられることを半ば恐れ、娘の「自由」を尊重する親であることを半ば気どって、取り立てて何も言わない。

ナミエがあるとき、タトゥー（入れ墨）をいれて帰ってきた。ブラウスから見え隠れする図柄はアゲハチョウで、かわいいと言え言えないこともない。あなたが少しだけ顔をひきつらせていると、ナミエは、こともなげに、「ピアスもしているよ、見る？」と言った。

耳のピアスには気づいていた。聞けば、耳朶からはじまって、下腹部にいたるまで、いまでは八カ所にあけているという。あなたは、たまらず言うかもしれない。「少しは自分を大切にしなさい。」ナミエは不思議そうな顔をして訊き返す。「なんで？だって、自分のからだだよ。誰に迷惑かけるわけじゃなし。私もう大人だよ。」子どもの「自由」を尊重する「民主的」な親であろうとするあなたは、ここでいきなり手をあげるわけにはいかない。

あなたが直面している問題を、いま次のようなアンチノミーの形で考えてみよう。

テーゼ：人は自らの身体を自由に処理する権利をもつ。

アンチテーゼ：自分の身体の処理にも、無制限な自由が許されているわけではない。

テーゼがナミエの立場で、アンチテーゼがあなたの立場だ。あなたは、娘を説得することができるだろうか。

立場の対立

ナミエの言う通りだとしよう、とあなたは話し始める。つまり、「自分の身体については、その処理に関して、完全な自由が存在する」と仮定しよう、と。あなたは、この仮定が成り立たないこと、つまり、この仮定に基づく議論が矛盾を含むにいたることを示そうとするはずである（帰謬法）。

自分の身体をどのように取り扱ってもいい、自分の身体については、ど

のように物理的変形を加えようと、部分的ないし全面的に他人に譲り渡そうと、無制限な権利が認められる、としよう。実際、小さなところから言えば、身体の表面に手を加えてはいけないというなら、化粧も身づくろいも許されないことになる。お母さんは毎日鏡に向かってるし、お父さんも髭もそれば、髪もとかす。あるいは、当人の意志による身体の物理的変容を一切認めないとすれば、体育や鍛錬の全ては否定される。ボディビルによって鍛え上げられた身体が賞賛の対象になるとすれば、(強靱な意志によって貫徹されるであろう) 徹底的な整形手術の末に獲得された、完璧な外面の美もまた、称賛的となりうる、のかも知れない。

しかし、こうした議論には、何の制限もないのか。そうではあるまい。自分が所有する身体を自由に變形し、また、自己の身体を全面的に他者の手にゆだねることも自由であるとするならば、自らの身体に認識番号を刻み、鉄鎖に身をゆだねて、自己の身体を奴隷として他人に売り渡すことも自由であることになる。その結果、当人は自分の身体に関する完全な自由を行使することによって、自分の自由を完全に喪失することになるであろう。「自分の」自由が自分の「自由」を否定するということは矛盾である。自由は自由の否定を含んではいけない (J.S.ミルの議論)。かくして、仮定は妥当しない。よって、自らの身体の処理にも、完全な自由が許されているわけではない。ナミエが本当にそう考えているとしたら、それは思いちがいというものだよ、とあなたは結ぶ。

いまその話、ちょっと飛んじゃってるよ、とナミエは言う。もしかして、私がウリ(売春)でもしてると思ってるんじゃないの? チャパツにして、オヘソを出して歩いているムスメは、みんなデート・クラブにでも出入りしていると思ってるのか? だいたい、奴隷を使う人間がまず悪いんだし、デート・クラブに行くオヤジがサイテーなのよ。でもまあいいや。私はこう思うの、とナミエは反論する。

自分の身体であっても、その処理に、無制限な自由が許されているわけ

ではない、と仮定する。この仮定にあって、「自分の身体」とは、自分が所有する身体のことであり、身体の処理とは、身体の物理的変形や、身体の部分的または全面的な譲渡のことを意味し、また、「許されていない」とは権利が否定されることである、としよう。このような限定のもとで、問題を書き直すと、「自分が所有する身体についても、その物理的変形や譲渡の権利が、全面的に存在するわけではなく、その権利には一定の制限が加えられる」と表現することができる。これは、論理的な矛盾を含んでいる、とナミエは主張する。

しばしばそう説かれるように、全ての所有の原型は身体の所有であり、人は自分の身体については完全な所有権を有する（ロックの議論）。ところが、自分の身体について、その変形や譲渡に関して制限を加えることは、身体についての全面的な所有権を制限することに他ならない。全面的な所有権を否定された自分の「身体」は、もはや完全な「自分の」身体ではない。これは矛盾であり、よって仮定は妥当しない。すなわち、人は自らの身体を自由に処理する完全な権利をもつ。

だいたいね、とナミエは普段の口調にもどって言った。お父さん（お母さん）、さっきわたしのタトゥー見て、やな顔したし、わたしがボディ・ピアスしてるって聞いて、驚いてたでしょう。それに、お母さん（お父さん）、少し傷ついたような顔してた。「親からもらったからだを、この子ったら…」って思ったんじゃないの？それって、わたしのことを自分のもののように考えてるってことじゃない？言っとくけど、わたしはお父さんやお母さんの所有物じゃない。わたしは誰のものでもない。カレシもときどき「俺のオンナ」みたいな顔するけど、はっきり言って不愉快なだけ。わたしを所有してるって言えるのは、わたしだけよ。それで、そのわたしがわたしのからだの持ち主なの。それにだいいち、「自分を大切にしろ」と言っただけで、「自分」って何なの？大切にしろ自分って何で、大切にされる自分は何なの？

議論の帰結

話は少しちがうけど、とナミエは続けた。クラスの子が自殺したとき、神父さんがこういったの（あなたは、ナミエをミッション系の私立高校に通わせている）。自殺は罪だ、神様に対する犯罪だって。わたし、それってちがうと思う。それからナミエは、次のように議論を展開した。

人が自己の身体を自由に処理する権利を有しているとするならば、身体の究極の自己処理、つまり自殺についても同様である。自殺が罪とされるのは、①神の意志、②隣人への責務、③自己への義務、のいずれかに反していると考えられるからであろう。だが、神が（存在するとして、その神が）定めたもうたのは、あくまで一般法則であって、個々の場面のすべてではない。個々の場面で法則への介入が禁止されるなら、農耕・灌漑はもちろん、飛んでくる石を避けることも許されない。また、隣人への義務、一般的に言えば社会のメンバーの間の義務は相互的なものであって、もはや社会から何の恩恵も期待しない人間が、社会に恩恵をもたらすことを中止したとしても、それが社会や隣人に対する義務違反とは言えない。最後に、苦痛、病気、貧困、不名誉等々によって、生が不幸をもたらすだけであるならば、自殺することがむしろ、当人の自己への義務に合致する。ゆえに、ある条件のもとでは、自殺は許される（ヒュームの議論）。自殺とは、人間の肯定的自由の表現に他ならない（ショーペンハウアーの議論）。

[中略]

前提の考察

どのみち、親子の言い争いに、決着などつくはずもない。だが、子どもの立場と親の言い分、テーゼとアンチテーゼのあいだには、ある共通の前提があるのではないだろうか。それは、自分が自分の身体を所有している、という前提である。論争そのものにはいったん距離をおいて、この件を考え直してみよう。

私があるものを自由に用益し、さらに処分することができるのは、私が当のものを「所有」している場合である、と考えられる。それでは、私は、どのようなものを所有することができるのか。さしあたり、私にとって「外的」なものであろう。ロックに倣って、始原的な場面を考えるなら、たとえば、誰のものでもない果実に手をのばし、あるいは鹿の肉を苦労して獲得するとき、私はそれらの食物を「占有」することができる。それらは、私の「身体の労働」「手の働き」の結果であるからである。

ナミエが正しく指摘していたように、この議論の背後には、そもそも、人は誰でも自分の身体については、完全な「所有権」を有している、という事柄が前提されている。つまり、誰にとっても自己の身体こそが最初の所有物なのであり、その他の物件については、そこに自己身体による労働が「混入」されている限り、当人の占有に帰することになる、と考えられているのである。

それでは、私の身体は私にとって「外的」なもの、偶然的なもの、なのであろうか。デカルトに倣って、「少なくとも神の力によれば、精神は身体なしに存在することが可能である」と考えるとすれば、そうかもしれない。そこでは、精神としての自己は、身体を欠いた自己である。身体を欠いた自己が自己の身体を所有する、ことになる。

だが、そうなのだろうか。神にとってはいざ知らず、少なくとも、人間である他者に対しては、私の身体が「私」なのではないか。[中略] であるとすれば、私にとって私の身体は「外的」ではない。私にとって「外的」ではないものを、私は所有できない。私は、私が所有していないものを自由に処分することはできない、のかも知れない。

問題は、なお終わらない。私の労働の混入が、所有を正当化するとしよう。それでは、私は大海に一滴の赤インクを落とすことで、七つの海を「所有」することになるのだろうか（ノージックの例）。大地を耕し、畝をつくるとき、私は単に、地表の限られた部分にわずかな変更をくわえるに

すぎない。それでもなお、耕された大地は、私のものであり、そこで収穫されたものは私の所有に帰するのか。私は確かに果実を育て上げる。だが、大地もまた果実を育てている。果実は、大地にもまた帰属する。

事情は、所有の原型についても、つまり身体の自己所有をめぐっても同様である。私が「私」であることに気づいたとき、私はすでに身体を携えていた。私が産まれてきたこと、私の身体がやがて老いてゆき、病を得ること、そして私がいつか死んでいくであろうこと、これらの事柄は、むしろ、私の生の動かしがたい条件である。古来仏教に言う「四苦」、すなわち生老病死は、私の決定の一切をすでに超え、あるいはやがて超える、私の生の、絶対的に受動的な条件なのである。私が私の身体を携えて誕生したことについては、私は指一本触れておらず、私はそのことについて、インクの一滴も寄与してはいない。

にもかかわらず、私は私の身体を所有し、私は私の身体に関しては自由である、とする考えは、近代にあつては、ほとんど乗り越えがたい発想である。それは、近代市民社会を裏打ちする思想そのものと手を携えている思考の粹取りであるからである。身体の自己所有が、結局は一箇のフィクションに他ならないとしても、それは、私たちがその内部でなお暮らし続けている社会の粹組みそのものと、同じだけ古い「神話」なのである。

[中略]

「私」が「私の」身体を所有している、という事柄そのものが再考されなければならない。そのためには、近代のフィクションのいくつかをも、同時に再検討しなければならないはずである。その試みは、私的所有という理念を捉えかえし、人と人との関わりをめぐって、何らかの新たな描像を描きとることを要求することになると思われる。

【2】配布教材「身体の自己所有と自己決定 教材1： 批判的分析」

身体の自己所有にもとづく自己決定については、帰謬法による批判がよく行われる。もしそれを認めると、奴隷になる自由が帰結するがそれは矛盾ではないのか、臓器売買や売春の自由が帰結するがこれは誤りではないのか、自殺の自由が帰結するがこれはどうか、といったようにである。ナミエのパパの帰謬法はこの典型である。奴隷になる自由が矛盾を含むという論法と、自殺の自由、臓器売買の自由、売春の自由をあげる論法とでは、論理構造がやや異なる。前者は身体の自己所有による自己決定から奴隷になる自由つまり「自由による自由の否定」が帰結するとして、もとの前提に矛盾が内含されていると考えるのに対し、後者は自殺や臓器売買、売春を禁ずる別の道徳原理を前提にあげ、これと身体の自己所有に基づく自己決定が矛盾するというものである。帰謬法が成功しているのであれば、前者の方が強い論証である。このような論法に対して、身体の自己所有による自己決定を擁護しようとするならば、(1)奴隷になる自由が帰結するの
で矛盾が内含されているという論法を退ける、(2)他の原理と矛盾する帰結が生ずるという論法を退ける、(3)身体の自己所有による自己決定に制約を設ける立場を退ける、という少なくとも三通りの対応を考えることができる。ナミエの論証Ⅰは(3)の戦略を採るものであり、ナミエの論証Ⅱは(2)の戦略を採るものである。(3)はパパの論証に対する「異論」（「批判的思考」の授業資料を参照。あるいは野矢茂樹『論理トレーニング』134頁）であって、「批判」ではない。教材文の著者は(1)の可能性を考慮していないが、以下では、まず(1)の戦略によるパパの論証「批判」を試みる。

《1》 パパの論証(〈身体の自己所有に基づく自己決定〉批判)の分析と評価
ナミエのパパの論証 I : (番号は以下の再構成の該当箇所)

自分の身体については、その処理に関して、完全な自由が存在する(①)。ゆえに、奴隷となる自由も存在する(③)。ところが、奴隷となることは自由を喪失することである(④)。これは「『自分の』自由が自分の『自由』を否定すること」すなわち矛盾である。よって、帰謬法により、自分の身体については、その処理に関して、完全な自由が存在するわけではない(「自由は自由の否定を含んではない」)。

上の「論証」はかなり曖昧である。「『自分の』自由が自分の『自由』を否定すること」「自由は自由の否定を含んではない」などの意味は明白ではない。論証は解釈の余地の大きな文章によってなされるべきではない。そこで、上の論証を、次の三点にしたがって以下のように再構成する。相手の論証を歪曲したり、批判するのに都合のよい形に矮小化したりせず、なるべく相手に好意的な解釈をした上でなお論証が成り立たないことを示すのが、批判として最も有効だからである。

- ・ 論証がなるべく妥当なものとなるように解釈する。
- ・ 論証を構成する言明をなるべく主旨を変えないように解釈する。
- ・ 欠けた部分を補うときは、一般的に真とみなされるか、論証の妥当性を可能にするような言明を補う。

なお、この論証には、二通りに解釈できる部分があるので、それぞれ(i) (ii)と番号をふって、二つの論証として再構成する⁽¹⁾。

①自分の身体については、その処理に関して、完全な自由が存在する。

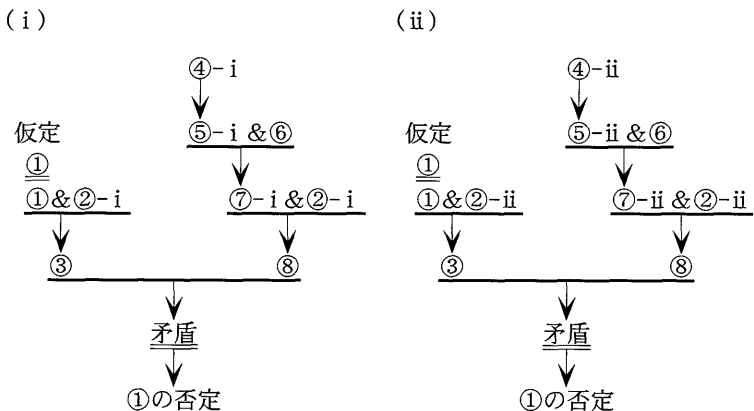
(いかなる人物Xと、Xの身体に対するいかなる処理Yについても、XはYする自由をもつ。)

②-i 奴隷となること(身体に認識番号を刻み、鉄鎖に…)は自分の身体

に対する処理である。

- ②-ii 奴隷となること（身体に認識番号を刻み、鉄鎖に…）は自分の身体に対する唯一の処理である。
- ③ Aは、奴隷となる自由をもつ。
- ④-i いかなる人物 Xも、Xが奴隷となったならば、いかなる身体に対する処理 Zについても、XはZする自由をもたない。
- ④-ii いかなる人物 Xも、Xが奴隷となったならば、XがZする自由をもたない身体に対する処理 Zが存在する。
- ⑤-i Aが奴隷となったならば、いかなる身体に対する処理 Zについても、AはZする自由をもたない。
- ⑤-ii Aが奴隷となったならば、AがZする自由をもたない身体に対する処理 Zが存在する。
- ⑥ Aは、奴隷となった。
- ⑦-i いかなる身体に対する処理 Zについても、AはZする自由をもたない。
- ⑦-ii AがZする自由をもたない身体に対する処理 Zが存在する。
- ⑧ Aは、奴隷となる自由をもたない。

再構成された「パパの論証 I」の構造図



再構成された「パパの論証 I」の評価

矛盾までの導出部を考える。

- ・どちらの論証(i)(ii)も妥当な演繹的論証であるから、導出(矢印部)を退けることはできない。
- ・(i)は、前提①、②-i、④-i、⑥が全て真であるとき、そしてそのときのみ健全な論証である。
- ・(ii)も、前提①、②-ii、④-ii、⑥が全て真であるとき、そしてそのときのみ健全な論証である。
- ・したがって、⑥が真でなければ、すなわちAが実際に奴隷となったときでなければ、矛盾は生じない。

言い換えれば、もとの論証のように①、③、④だけでただちに矛盾が出てくるわけではない。これは、実際に奴隷になってしまわない限り、ただ奴隷となる自由があるということの中に直接に矛盾が含まれているわけではないことを意味する！

- ・②-iは真だが、④-iは真ではないと思われる。奴隷にも一定程度の自由(寝返りを打つ自由?)はあるからである。このとき、たとえAが実際に奴隷となっても、(i)は健全な論証にならない。
- ・④-iiは真と考えられるが、②-iiは明らかに真ではない。自分の身体に対してできる唯一の処理が奴隷になることであるとはどうい考えられないからである。このとき、たとえAが実際に奴隷となっても、(ii)は健全な論証にならない。

言い換えれば、(i)(ii)とも妥当な演繹的論証であるが、矛盾の導出によって帰謬法を用いて退けられる前提(つまり矛盾の責を負う前提)は、②-ii、④-i、あるいは⑥であって、①ではないと考えてよい。すなわち、以上の論証の妥当性は①が真であることと両立可能であり、これだけから①の否定を導くことはできない！

以上の批判をもう少しふつうの言葉で表現すると、以下のようなになる。

奴隷となる自由が帰結するというだけでは、自分の身体の処理に関して完全な自由が存在するという事の中に矛盾が含まれることにはならない。また、実際に奴隷となって、その結果仮に矛盾が導かれるとしても、それは自分の身体の処理に関して完全な自由が存在するという仮定のせいではない。

パパは批判にどう反論できるか

- ・ 論証の再構成に用いた翻訳（①、④-i、④-ii）は、本来言いたいことの正しい翻訳ではない。
- ・ 補われた仮定（②-i、②-ii、⑥）は、本来主張するつもりのない仮定である。
- ・ 再構成された論証の構造は、もとの論証の再構成になっていない。

だが、パパがこう反論したら、このように応えることができる。「では、パパは『本来』正確にはどんなことが言いたかったの？ どんな筋道で結論を導いたの？」パパは、上の再構成とは異なる別の再構成によって自分の論証の正当性を示す挙証責任を負うことになる。一種のprinciple of charityにしたがってパパにできるだけ好意的な解釈をしたうえで導いた批判であるから、パパがその責を果たすことはかなり困難であるに違いない。

もとの論証に対する別の批判

上の論証とその批判が触れていない論点の一つがある。それは、奴隷契約の前と後の区別という、論理的な時間の前後関係である。これの再構成は時制の扱いを含むので、かなり複雑になりそうである。そこで、ふつうの言葉で表現すると、おおよそ以下のようなになる。

Aは、自分の身体について、その処理に関する完全な自由をもち、それ

を行使して奴隷となることができる。ところで、奴隷となったAは、自分の身体について、その処理に関する完全な自由を失う。だが、これは同時に生じていることではない。Aは、同時に、自分の身体の処理に関する完全な自由をもち、かつ、自分の身体の処理に関する完全な自由をもたない、というわけではない。これは、緑の木の葉がやがて黄色く色づいたことを矛盾と言わないのと同じである。木の葉は同時に緑かつ黄色である(緑でない)わけではない。(『自分の』自由が自分の『自由』を否定すること)「自由は自由の否定を含んではいけない」などという一見「哲学的」な大雑把な物言いは、このような細部を隠蔽してしまう!)したがって、もとの論証は、なんら帰謬法ではない。

《2》ナミエの論証 (〈身体の自己所有に基づく自己決定〉の擁護) の分析と評価 (その1)

次に、戦略(3)の「身体の自己所有による自己決定に制約を設ける立場を退ける」というナミエの論証Iを、同じような再構成の手法によって検討してみよう。再構成の際の方針は、パパの場合と同じである。

ナミエの論証I

自分が所有する身体についても、その物理的変形や譲渡の権利が、全面的に存在するわけではなく、その権利には一定の制限が加えられる。ところで、(全ての所有の原型は身体的所有であり、)人は自分の身体については完全な所有権を有する。だが、自分の身体に対して、その変形や譲渡を制限することは、身体についての全面的な所有権を制限することに他ならないから、人は自分の身体について完全な所有権を有するわけではない。これは矛盾である。よって、帰謬法により、自分が所有する身体についても、その物理的変形や譲渡の権利が、全面的に存在するわけではなく、その権利には一定の制限が加えられる、ということはない。すなわち、人は自分

が所有する身体について、その物理的変形や譲渡の権利を全面的にもっている。

①自分が所有する身体についても、その物理的変形や譲渡の権利が、全面的に存在するわけではなく、その権利には一定の制限が加えられる。

（いかなる人物Xについても、Xの身体に対するある処理Yが存在して、XはYする自由をもたない。）

②人は自分の身体については完全な所有権を有する。（いかなる人物Xも、XはXの身体を所有している。）

③人は自分の所有するものについては、それを物理的に変形したり譲渡したりする完全な権利をもつ。

（いかなる人物X、いかなるものZについても、XがZを所有しているならば、Zに対するいかなる処理Yについても、XはYする自由をもつ。）

④Aの身体に対するある処理Yが存在して、AはYする自由をもたない。

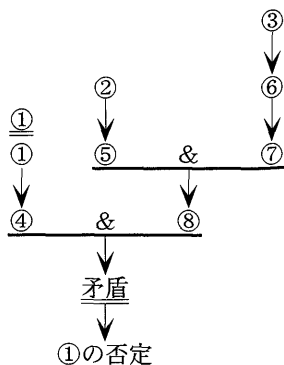
⑤AはAの身体を所有している。

⑥いかなるものZについても、AがZを所有しているならば、Zに対するいかなる処理Yについても、AはYする自由をもつ。

⑦AがAの身体を所有しているならば、Aの身体に対するいかなる処理Yについても、AはYする自由をもつ。

⑧Aの身体に対するいかなる処理Yについても、AはYする自由をもつ。

再構成された「ナミエの論証 I」の構造図



再構成された「ナミエの論証 I」の評価

矛盾までの導出部を考える。

- ・矛盾の導出にいたる論証は、妥当な演繹的論証であるから、導出（矢印部）を退けることはできない。
- ・この論証は、前提①、②、③が全て真であるとき、そしてそのときのみ健全である。
- ・したがって、帰謬法によって退けられるべき前提は、①または②または③である。
- ・ナミエの帰謬法は、正しい推論である。
- ・ただし、矛盾の導出に至る妥当な論証から導かれるのは、ナミエの帰謬法だけではない。
- ・前提②を退ける帰謬法が可能である。この場合、帰謬法の結論は以下のようになる。
 - ②「人は自分の身体については完全な所有権を有する。」を否定する。
 - すなわち：
 - 「人は自分の身体についても完全な所有権を有するわけではない。」
- ・前提③を退ける帰謬法が可能である。この場合、帰謬法の結論は以下の

ようになる。

③「人は自分の所有するものについては、それを物理的に変形したり譲渡したりする完全な権利をもつ。」を否定する。すなわち：

「人は自分の所有するものについても、それを物理的に変形したり譲渡したりする完全な権利をもつわけではない。」

- ・ナミエによる矛盾の導出から導かれる帰謬法の結論は、ナミエ自身のものを含めて三通りあり、この論証の条件だけからは一つに確定しない。それぞれを支持する別の論拠が必要である。
- ・教材文著者の議論（「前提の考察」以下）は、前提②を退ける論拠を与えるものと見ることができる。

ナミエは批判にどう反論できるか

- ・論証の再構成に用いた翻訳（①、②、③）が、本来言いたいことの正しい翻訳ではない。
- ・補われた仮定③は、本来主張するつもりのない仮定である。
- ・再構成された論証の構造は、もとの論証の再構成になっていない。
- ・前提②、③を否定するのは不可能である。

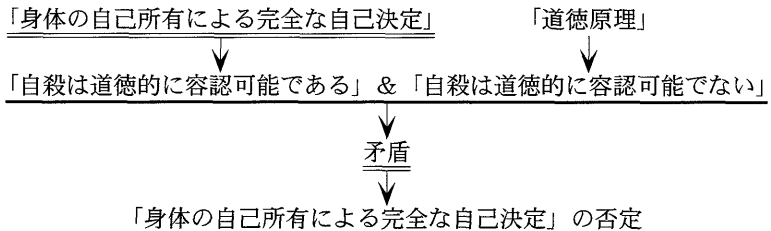
ナミエの論証は、ほぼ忠実に再構成されている。だから、上三つの反論は無理がある。ナミエとしては前提②、③の正当性を主張すべきである。

《3》ナミエの論証（〈身体の自己所有に基づく自己決定〉の擁護）の分析と評価（その2）

次に、(2)「他の原理と矛盾する帰結が生ずるとい論法を退ける」という戦略を採るナミエの論証Ⅱを検討しよう。ナミエの論証Ⅱの結論は「自殺は道徳的に容認可能である」あるいは「人は自殺する自由をもつ」ということである。これは、テーゼ「人は自らの身体を自由に処理する権

利をもつ」の帰結である。ところが、「自殺は道徳的に容認可能でない」あるいは「人は自殺する自由をもたない」という結論を導く論証が存在するように見える。もしそうであるなら、ここに矛盾が生じるわけだから、テーゼが帰謬法によって退けられることになってしまう。帰謬法の特徴から、単純にそう言いきれないのは既にわかると思うが、とりあえずナミエは、テーゼを守るためには、「自殺は道徳的に容認可能でない」という結論を導く論証を退けなければならない。

自殺の道徳的容認不可能性から、身体の自己所有による自己決定の否定を導く論証の構造略図



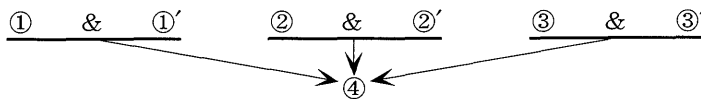
仮にこれが妥当な論証であれば、「身体の自己所有による完全な自己決定」という前提の否定を結論づけることが可能となる。二通りの対応が可能である。

- (1)これは妥当な論証ではなく、その責は「道徳原理」からの「自殺は容認可能でない」という導出の誤りにもとづける。(ナミエの論証Ⅱ)
- (2)矛盾にいたるまでの論証は妥当であると認めるが、帰謬法で退けられるのはむしろ「道徳原理」の方だと主張する。

(1)の戦略を検討する。「道徳原理」からの「自殺は容認可能でない」という導出は、以下のものであると考えられる。（この場合、実際に相手方がそのような論証を示せばそれを用いるべきだが、ナミエの場合は、ナミエが相手の論法を推測する形になっている。これは、相手の言い分を歪曲するいわゆるstrawman's fallacyを犯しかねず、かえって相手に逃げ口上を与えかねない。ただ、相手が論拠を示さず主張するばかり、という場合もあるので、やむをえないことも多い。）

「自殺は道徳的に容認可能でない」という結論を導く論証

- ① 自殺は神の定めたもうた責務への違反である。
- ①' 神の定めたもうた責務への違反は道徳的に容認できない。
- ② 自殺は社会の他のメンバーに対する責務の放棄である。
- ②' 社会の他のメンバーに対する責務の放棄は道徳的に容認できない。
- ③ 自殺は自分自身への義務の放棄である。
- ③' 自分自身への義務の放棄は道徳的に容認できない。
- ④ 自殺は道徳的に容認可能でない。



これは合流論証であるから、ナミエは論拠の各個撃破をしなければならない。

ナミエの論証Ⅱ

神の定めたもうたのは一般法則であって個々の場面の全てではない。（もしそうでないなら農耕・灌漑はもちろん、飛んでくる石を避けることも許されない。）また、社会の他のメンバーへの責務は相互的であり、相互性を期待しない者が責務を放棄しても義務違反にはならない。最後に、生が

不幸をもたらす状況(苦痛、病気、…)では、自殺はむしろ自己への義務に合致する。ゆえに、(仮に前提①′、②′、③′が真であっても④の)「自殺は道徳的に容認可能でない」という結論は帰結しない。

ナミエがしたのは、上の論証の三つの導出がそれぞれ演繹的に妥当であり(実際、妥当である)、三つの道德原理①′、②′、③′が全て真であっても、自殺がそれぞれの事例に該当しない(①、②、③が真ではない)ので、この論証自体は健全ではないと示すことであった。健全ではないから、結論④を真であると主張できないわけである。この論証を単独で評価する場合には、これは十分な反論である。ところで、先の帰謬法の論証図の右上の枝の部分は、①′、②′、③′から④を導出する補助論証であった。このままの形では(つまり①、②、③が含まれなければ)この部分は妥当ではない。したがって、論証全体も妥当ではない。これが、(1)の戦略による批判である。だが、いま見たように、部分論証が上の構造図のようであれば、それは健全でないとはいえ妥当な論証である。矛盾は妥当に帰結するよう思われる。この場合には、戦略(2)を採らなければならない。

(2)の戦略について検討する。部分論証が上の構造図のようである場合には、矛盾までの導出は妥当である。しかし、上に記したように、①、②、③が真ではないので、矛盾の責はこちらにあり、矛盾までの妥当な論証から、自己決定の否定を導くのは、不当な帰謬法の使用である、と主張することができる。仮定が複数ある場合、帰謬法によって退けられる仮定がどれかは、論理のみによっては決まらない。論理外的な根拠で、否定されるべき仮定を選ぶことになる。①、②、③を偽とみなすならば、上の帰謬法を受け入れる必要はない。

したがって、上の帰謬法を退けるには、この他に(これに加えて:というのは、もとの帰謬法は結合論証なので、少なくともどちらかの枝を退け

ればよいのだが、もちろん、両方退けてもかまわないから）、道德原理そのものを退けるというやり方がある。無神論者であれば①'を退けるだろうし、「自分自身への義務」という概念を理解不能と③'を退けることもできるかもしれない。いずれにしても要点は、批判すべき補助論証が合流論証だから、導出の全てについて反論する必要があるということである。こうして、もとの帰謬法の矛盾までの導出が妥当であっても、自己決定の否定を結論として導く以外に、9通りの結論（三つの道德原理を全て否定する、道德原理は認めるが自殺が違反事例であることを否定する——ナミエの論証はこれであると見てよい——など）が可能であり、自動的に一意に決まるわけではない。だから、「身体の自己所有にもとづく自己決定」論者は、「身体の自己所有による完全な自己決定」を維持することに論理的には何の痛痒も覚えまいだろう。

テキストにはこの他にカントとヘーゲルを引き合いに出した「パパの論証Ⅱ」があり（この部分は本稿には引用していない）、これはナミエの論証Ⅱの結論（「自殺は道徳的に容認可能でない」という結論は帰結しない、という結論）への反論（「自殺は道徳的に容認可能でない」という結論を根拠づける論証）が述べられているが、あまりに簡潔な触れ方であり、該当する哲学者の議論の再構成は容易でないので、ここでは無視する。ただ、一般的に言えば、概念間の意味連関を大きくスキップしていく「論証」には、パパの論証Ⅰについて述べた批判が再び当てはまるだろう。

《4》教材文の著者による論証（〈身体の自己所有〉概念への疑義）の検討⁽²⁾

テキスト「前提の考察」以下は、以上のナミエとパパの議論に共通の前提に対し、教材文の著者が検討を加え批判する部分である。共通の前提とは「自分が自分の身体を所有している」ことであるとされる⁽³⁾。著者はこの言い方で、テーゼとアンチテーゼの争いから「いったん距離をおいて」、

より根元的な批判を加えようとしているようだ。だが、記述から明らかのように、著者の批判の対象には身体の自己所有だけでなく身体に関する自己決定も含まれる。前者を退ければ後者も退けることが可能だと立論するからである。つまり、身体の自己所有を否定する論証を与え、それにもとづき身体に関する自己決定が不可能であることを結論づける、という段取りになっている。

この段取りに従う著者の議論は、いくつかの部分からなっている。

著者はまず「私があるものを自由に用益し、さらに処分することができるのは、私が当のものを『所有』している場合である」と考えられるという。これは、以下のどちらかまたは両方を意味するだろう。

- (1) 私があるものを所有しているならば、私はそれを自由に用益し処分できる。
- (2) 私があるものを自由に用益し処分できるならば、私はそれを所有している。

(1)はナミエの論証Ⅰの前提③の帰結⑥である。これと「私の身体は私の所有物である」(ナミエの論証Ⅰの前提②の帰結⑤に該当)から、以下のように自己の身体に関する自由裁量権(ナミエの論証Ⅰの⑧)が帰結する。

私の身体は私の所有物である。

私があるものを所有しているならば、私はそれを自由に用益し処分できる。

ゆえに、私は私の身体を自由に用益し処分できる。

次に著者は「私はどのようなものを所有できるのか」と問い、次の二つの解答を示す。

- (3) 私が所有できるものは、私にとって外的なものである。
- (4) 私の身体は私の所有物である。さらに、私の労働の結果は私の所有物である。

しかし、この(4)は批判の対象であって、著者の採る見解ではない。それは「近代のフィクション」である「私的所有という理念」の根底に前提される「神話」なのであるとされる。このようなコメントは筆者には評価できないのでとりあえず黙殺して、著者の提示している論証そのものに目を向けよう。

以上の二つの準備をした上で、著者は論証を二つ提示する。一つは、身体に対する自己決定権の否定を結論とするもので、その一部分に、上の(3)から帰結する、身体の自己所有を否定する補助論証が用いられる。もう一つは、これとは別に、(4)から帰結する身体の自己所有の否定を結論とする論証である。さらに、私の身体が私にとって外的でないという論点を擁護する論証が示されている。要するに、身体の自己所有が二つの論証をもって退けられ、その結果として身体に対する自由裁量権・自己決定権が否定されるという構造である。以下これを、身体の自己所有を否定する補助論証Ⅰ、Ⅱ、身体に対する自由裁量権を否定する論証と整理し、順に見ていこう。まず、構造図から示す。番号を次のようにつける。

- ①私が所有できるものは、私にとって外的なものである。
- ②私の身体が私にとって外的であるならば、私は身体を欠いた自己(デカルト的自我)である。
- ③私は身体を欠いた自己ではない。
- ④私の労働の結果は、私の所有物である。
- ⑤私が私の身体を携えて誕生したことは、私の労働の結果ではない。
- ⑥私があるものを自由に用益し処分できるならば、私はそれを所有してい

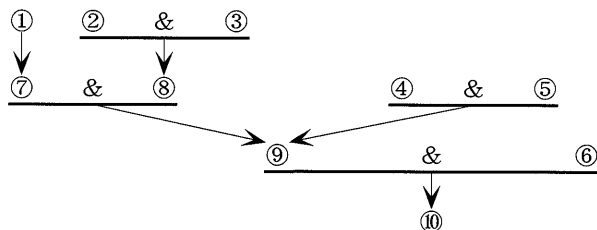
る。

⑦私が私の身体を所有しているならば、私の身体は私にとって外的である。

⑧私の身体は私にとって外的でない。

⑨私は私の身体を所有していない。

⑩私が私の身体を自由に用益し処分することはできない。



身体の自己所有を否定する（補助）論証Ⅰ（図中①⑦⑧⑨部分）

私が所有できるものは、私にとって外的なものである。

私が私の身体を所有しているならば、私の身体は私にとって外的である。

私の身体は私にとって外的でない。

ゆえに、私は私の身体を所有していない。

身体の自己所有を否定する（補助）論証Ⅱ（図中④⑤⑨部分）

私の労働の結果は、私の所有物である。

私が私の身体を携えて誕生したことは、私の労働の結果ではない。

ゆえに、私の身体は私の所有物ではない。

身体に関する自由裁量権を否定する論証（図中⑨⑥⑩部分）

私があるものを自由に用益し処分できるならば、私はそれを所有している。

私は私の身体を所有していない。

ゆえに、私が私の身体を自由に用益し処分することはできない。

教材文の著者による論証の評価

まず、簡単に評価できる、身体の自己所有を否定する（補助）論証Ⅱから検討しよう。第一前提（④）を「あるものが私の労働の結果であるならば、それは私の所有物である」と解釈するとき、Ⅱの論証は端的に誤謬推理である。前件否定の誤謬の典型的な例といってよい。だから、論証を構成する各命題の真偽に関わりなく、この論証は全く無価値である。第一前提を逆に「あるものが私の所有物であるならば、それは私の労働の結果である」と解釈するならば、この論証は妥当な論証となる。しかし、この解釈は維持できない。対偶をとれば「あるものが私の労働の結果でないならば、それは私の所有物ではない」となるが、これでは贈与や相続、場合によっては交換による所有さえ認められなくなってしまうほど限定的な所有概念だからである。したがって、第一前提ははじめの読みを採るほかになく、それゆえ身体の自己所有を否定する（補助）論証Ⅱは成功していない。

なお、この論証に関連して、「私の労働の結果は、私の所有物である」というロック的所有概念にも疑義が表明されている（ノージックの赤インクの例、果実が大地にも帰属する等）が、もちろん、これは第一前提を崩してしまうので、身体の自己所有を否定する（補助）論証Ⅱにとっては自己破壊的な意味しかもたない、この文脈では無意味な言及である。また、それとは別に、それ自体で考えても、この部分は反論が容易である。所有を特徴づけるのは「労働の混入」だけではない（所有対象の希少性、必要性、排他性など）だろうから、七つの海は帰謬法を成立させる事例ではない。また、所有者はなにがしか人格的存在と考えられるから、果実が大地にも帰属するというのは、アニミズムでなければカテゴリー間違いであり、あるいはその両方である。

次に、身体の自己所有を否定する（補助）論証Ⅰを検討しよう。これは明らかに妥当な演繹的論証である。だから、論証の当否(健全か否か)は、前提の真偽にかかっている。第一前提(①)「私が所有できるものは、私にとって外的なものである」は所有概念の定義、論理文法に関する説である。第二前提(⑧)「私の身体は私にとって外的でない」は、心身問題に関する一つの形而上学的立場をあらわしている。二つの前提を順次検討しよう。

第一前提(①)「私が所有できるものは、私にとって外的なものである」は「所有」という言葉の論理文法に関する主張である。ところで、何かが何かに対して外的であるとはどのようなことだろうか。同様に、何かが何かに対して内的であるとはどのようなことだろうか。教材文には明示的な記述はなく、「内的」「外的」という言葉のニュアンスにしたがって理解する以上のことが求められているのでないようにも読みとれる。だが、ここでは本文中の「私の身体は私にとって『外的』なもの、偶然的なもの」という部分を手がかりに、次のように解釈しよう。形而上学的思考の文脈において、外的・内的とは関係の特徴付ける言葉である。ある関係Rが内的関係であるとは、個体a, bの間に関係Rが成り立つときは、それが必然的に成り立つことを意味する。そうではないとき、外的であるという。では所有関係はこの意味で外的だろうか。これは当然外的関係である。XがYを所有しているとしても、必ずしもそれは必然的ではない。私はある自動車を所有しているが、それを所有せず別の車を所有することも十分にありえた。私とその車を所有したのは偶然である。所有者と所有物との関係は、一般に偶然的なものであり、したがって所有関係は内的関係ではなく、外的関係である。したがって、一般に、XがYを所有しているならば、YはXにとって外的である。第一前提は真である。だから、私が私の身体を所有しているならば、私の身体は私にとって外的である。この結論は避けることができない。

だが、そうだとすると、私が私の身体を所有していることは、必然的ではないのか。私は私の身体を所有しているが、それを所有せず別の身体を所有することも十分にありえた、私が私の身体を所有したのは偶然である、こう言ってよいだろうか。そうとは考えられないようにも見える。これは、ただちに第二前提の吟味につながる。ところで、第二前提（⑧）「私の身体は私にとって外的でない」は、単に仮定されるのではなく、以下の論証の結論として示されている。

私の身体が私にとって外的でないことの論証（図中②③⑧部分）

私の身体が私にとって外的であるならば、私は身体を欠いた自己(デカルト的自我)である。

私は身体を欠いた自己ではない。

ゆえに、私の身体は私にとって外的でない。

これは否定否定式という妥当な演繹論証の形式に適っている。したがって、形式的には妥当な論証である。これを不健全として退けるには、二つある前提の少なくとも一つを偽とするほかないだろう。

前提②「私の身体が私にとって外的であるならば、私は身体を欠いた自己(デカルト的自我)である」は真だろうか。これは、ふたたび「外的関係」の意味に関わることになる。先の必然性による解釈を採れば、これは「私は私の（この）身体を所有しているが、それを所有せず別の身体を所有することも十分にありえた、私が私の（この）身体を所有したのは偶然である」ときに、「私は身体を欠いた自己（デカルト的自我）である」ことになる。ところで、「私」が「私の（この）身体」を所有することは偶然だということから、「私」が「私（この）身体」を所有しないということは帰結しないから、「私」が「何らかの身体」を所有しなければならないとしても、矛盾は生じない。よって、前件が真、つまり「私」が「私の（この）」

身体」を所有することは偶然だが、「何らかの身体」を所有すること（何らかの身体システムにsuperveneすること）が必然だとすれば、つまり、何らかの身体的システムに実現されない「私」はありえないとすれば、後件は偽となるから、条件文であるこの前提もまた偽となる。こうして、この前提を退ける道がありそうである⁽⁴⁾。

この観点では、「私」が「この身体」を所有することは偶然だ(私は渡辺忠でないこともありえた)という、ある種の直観は保ちつつ、そこからデカルト的な「私」の実体的存在は帰結しない。これは、ただちに、もう一つの前提(③)「私は身体を欠いた自己ではない」の検討につながる。筆者の自然主義的信条によれば、このような身体無き精神としてのデカルト的純粹自我は、とても受け容れがたいものである。だから、当然、この前提は真であると考えざるをえない。だが、心身問題は近代哲学の難問であることは言わずもがな、ここ数十年間、認知科学まで含めた英米哲学の形而上学・心の哲学・行為論などにおける一大激戦地でもあった。何か言おうとするならば、かなりの準備と覚悟が求められるだろう。言い訳するつもりはないが(してるって!)筆者にはその準備も覚悟もない。ただ、もちろん、「他者に対しては、私の身体が『私』なのではないか」というだけで、(それが重要な指摘であることは認めるにしても)この問題を切り抜けられないのは明らかだと思う。

こうして、前提(③)「私は身体を欠いた自己ではない」を仮に真だと認めても、前提(②)「私の身体が私にとって外的であるならば、私は身体を欠いた自己である」は偽とする余地があるから、私の身体が私にとって外的でないことの論証は健全ではなく、結論(⑧)「私の身体は私にとって外的でない」は必ずしも帰結するとはいえない。それゆえ、身体の自己所有を否定する(補助)論証Ⅰの二つの前提のうち一方(⑧)が必ずしも真ではないので、これは論証全体としては演繹的に妥当であっても、結論(⑨)「私は私の身体を所有していない」が真であることを保障する健全な

論証ではない、といえる。

以上から、Ⅰ、Ⅱのどちらの（補助）論証によっても「私は私の身体を所有していない」（⑨）と結論づけることはできないのである。

では、身体に対する自由裁量権を否定する、より大きな論証を吟味しよう。これは形式的には再び否定否定式であり、演繹的に妥当な論証である。したがって、論証の当否は前提の真偽に依存する。ところが、以上から、その演繹的な部分である補助論証が成り立たず、前提（⑨）「私は私の身体を所有していない」が真であることは保障されなかった。それゆえ、この論証全体は健全ではなく、結論「私が私の身体を自由に用益し処分することはできない」が真であると主張することはできない。

これだけでも、身体に対する自由裁量権を否定する論証を退けるには十分である。だが、この論証にはもう一つ前提があるので、念のためこちらも見よう。身体に対する自由裁量権を否定する論証の第一前提（⑥）「私があるものを自由に用益し処分できるならば、私はそれを所有している」は、裁量権と所有権の関係に関する主張であり、先の引用文「私があるものを自由に用益し、さらに処分することができるのは、私が当のものを『所有』している場合である」の解釈(2)である。引用文は(1)と(2)の連言からなる双条件文と解釈するのが普通だろう。(1)からは先述のように自己の身体に対する自由裁量権が帰結するが、それには身体の自己所有という前提がさらに必要であった。これが上の補助論証部分の結論によって否定されるとすれば（じっさいにはそうでなかったわけだが）、仮に(1)を採っても直ちに自己の身体に対する自由裁量権が帰結するわけではない。つまり、この帰結を回避するためにここで解釈(1)を避けて解釈(2)を採っているわけではない。ただ、身体に対する自由裁量権を否定する大きな論証が妥当な論証となるには、引用文について(2)の解釈を採った第一前提でなければならないことは明らかだろう。

では第一前提は真であろうか。あるいは、(1)の解釈も含めた「私があ

るものを自由に用益し、さらに処分することができるのは、私が当のものを『所有』している場合である」は真とってよいだろうか。筆者は、所有をめぐる倫理学・法哲学的な議論はおろか、民法学の所有概念にも満足な知識をもたないので、その文脈でこの前提を吟味することはできない。だが、一般的な日本語の用法として、これが所有の意味のかかなりの部分をとらえた言い方であることは認められるだろう。ただし、自由な用益処分と所有とが同値であるというのは、やはり不適切であるように思う。(2)の解釈での第一前提「私があるものを自由に用益し処分できるならば、私はそれを所有している」には、所有してはいないが用益処分の許される例(たとえば、空気や太陽熱など)が挙げられるかもしれないし、(1)の解釈での「私があるものを所有しているならば、私はそれを自由に用益し処分できる」にも、所有しているが自由に用益処分できない例が挙げられるかもしれない⁽⁵⁾。前者の場合、第一前提は偽となり、先の議論に続けて、著者の論証は健全でないと示されることになるだろう。

ところで、上の構造図からわかるように、著者の論証では、(1)の解釈での「私があるものを所有しているならば、私はそれを自由に用益し処分できる」が役割を果たしていない点は、注意してよいことだろう。ところが、先に述べたように、これと身体の自己所有とから、身体に関する裁量権・処分権が帰結する。だから、身体に関する完全な裁量権・処分権を問題化するなら、身体の自己所有ではなくこちらを退けるという選択肢もあったはずである。つまり、一つの可能な方向としては、「人は自分の身体に対して完全な所有権を有する」ことを受け容れるが、「人は自分の所有するものを自由に用益し、処分できる」ことを退け、これに制限を設けるという途がありうる。たとえば、それは所有物の自由な用益や処分が、他者に対しての加害行為となる場合の制約、というふうに考えられるかもしれない。テーゼ「人は自らの身体を自由に処理する権利をもつ」と、アンチテーゼ「自分の身体の処理にも無制限な自由が許されているわけではない」

とに限れば、これによって「身体の自由な処理」が他者に対しての加害行為を伴う場合の制限を正当化できるだろう。そして、これは完全に「近代のフィクション」あるいは「神話」である「私的所有という理念」の枠内で十分にできることである⁽⁶⁾。

さて、長々と続けてきた教材1の検討は、この辺で終わりである。以上の「批判的分析」から、というよりも、それだけから導けるのはどんな結論だろうか。少なくとも次のことは言えるだろう。著者の論証のような形で、身体に対する裁量権の制限を導くことはできないし、とくに身体の自己所有を否定することでそのような結論を導くことはできない。つまり、上の構造図に示されるような論証は、身体の自己所有にもとづく自己決定という思想を退けるには不十分なのである。もちろん、これは身体に対する裁量権が自明の前提から導かれるということでもなければ、身体の自己所有が何らかの自明な原理によって正当化されると主張するものでもない。その意味では、否定的な結果であり何らかの積極的な主張ではない。だが、不適切な議論を退けるという意味では、否定的な結果にも大いに意味はある。以上の分析に誤りがなければ、身体の裁量権を制限し身体の自己所有を否定しようとするなら、別の論拠を持ち出さねばならない。身体の自己所有と自己決定が、「近代の市民社会を裏打ちする思想と手を携えている思考の粹取り」であるならば、それを「乗り越え」ようとする者には相応の証明責任が課せられるはずだからである。「新たな描像」が真に新たなものであろうとするなら、少なくともこの程度の「いびり」はクリアできなければならないだろう。それができない間は、身体の自己所有にもとづく自己決定という思想は十分に裏付けられているとみなすべきではないだろうか。

- (1) 見ての通り、これらの翻訳は、概ね第一階述語論理の論理形式に相応するような形で、しかしインフォーマルに書いてある。但し、全てがその形にうまく当てはまっているわけではないから、完全に形式化することはしていない。また、この題材に対して、古典的な第一階述語論理による分析のみが適切だと主張するものでもない。形式化という点においても、他にタイプ理論なり内包論理なりによる分析は可能かもしれないが、使える手本が手元に（どこにも？）見あたらなかったというだけである。ちなみに、筆者の担当する「論理学」は半期週2回4単位の選択科目として前期に開講している。平成11年度までは、E.J.レモン『論理学初歩』（自然演繹）を、12年度以降は丹治信春『論理学入門』（タブロー法）を教科書に用い、演習中心で論理学の基本知識・技法の定着をはかっている。成績の得点分布はほぼ正規分布である。単位を取得した学生であれば、このような半ば形式的な論理形式の分析は、比較的抵抗無く受け入れてくれるものと思う。
- (2) くだいようだが、これは授業の一環としての批判（教材への何らかの批判を含まない大学の授業は存在しないだろう）を誌上で再現報告したものであって、以下は著者の所有に関する見解の批判を目的としたものではない。なお、著者熊野純彦は「所有と非所有の(あわい)で」（『思想』2001年3月号および4月号）で、教材の内容と重なる所有論を公表している。受動性や関係性(呼応可能性をふくむ)にもとづく所有概念の「乗り越え」や「新たな描像」については、もう少し遠回りをしながら、いずれ検討するつもりである。
- (3) 先に指摘したように、ナミエの論証Ⅰでは「人は自分の身体については完全な所有権を有する(いかなる人物Xも、XはXの身体を所有している)」が前提されていた。パパの論証Ⅰでは「自分の身体については、その処理に関して、完全な自由が存在する(いかなる人物Xと、Xの身体に対するいかなる処理Yについても、XはYする自由をもつ)」が前提に現れていたが、これはナミエの論証Ⅰの構造図における前提②と③からの⑧「Aの身体に対するいかなる処理Yについても、AはYする自由をもつ」の導出に続けて、Aの任意性(前提②③にAは現れない)にもとづいて全称汎化(普遍量記号導入規則)で導かれるから、これも「人は自分の身体については完全な所有権を有する(いかなる人物Xも、XはXの身体を所有している)」を前提としてもつことになる。ただ、パパはこの前提を容認しているわけではないから「テーゼとアンチテーゼに共通の前提」というのはミスリーディングである。
- (4) 私が私の身体をもつことが偶然的だということから、私がデカルトの純粹自我であることが帰結すると考えるのは、著者ばかりではない。大庭健「所有というナウイ神話」大庭・鷺田編『所有のエチカ』(2000年、ナカニシヤ出版) p.209 以下では、「ミニ領主としてのデカルト的自我」が導き出される消息を色豊かに描いている。
- (5) もっとも、これは、ワイトゲンシュタインがマルコムに語った冗談(公園の木々を伐採したり、売却したり、何らかの用益に供することさえしなければ、それを所有することを認める、という趣旨)を連想させ、所有という概念が空虚になるようにも思われる。何でも「所有」できてしまうからである。これとは逆になるが、私的所有に批判的な論者が土地の私有にかえて「共有地の一角の恒常的利用」(大庭「問題としての所有」前掲書p.59)をいうことも、同じような奇妙さを感じさせる。これは

「所有」とどうちがうのか。

- (6) とはいえ、私と私の身体との関係を「所有」という概念でとらえることに無理があるのではないかという指摘は、教材文の議論を離れても、問題として重要である。もちろん、無理がある、というのが著者の結論からの含意であった。では、これにかえてどのような概念が、私と私の身体との関係を表すのに適切なのだろうか。教材はそこには踏み込んでいない。「新たな描像を描きとること」は相当に困難だからだろう。とくに、この議論においては、所有による自己決定権の正当化という主題と、心身問題における自己・身体関係という主題が、直接に重ねられており、形而上学と倫理学が直接的に重ね合わされている。もちろん、そこには連関があるだろうけれど、その連関をもう少し明るみに出すための理論的な骨折りが、じつは必要なのかもしれない。

（本学法学部助教授）

記 事 (平成一三年四月から一四年四月まで)

遠山 聡専任講師報告 平成一三年六月二五日 東京大
学商法研究会

遠山 聡専任講師報告 平成一三年四月一四日 保険判

テーマ「生命保険契約における法人の被保険者故殺」

例研究会 (於・損害保険事業総合研究所)

テーマ「自動車総合保険普通保険約款にいう『被保険者

浅羽隆史専任講師報告 平成一三年六月二九日 金融調

の業務に従事中の使用人』の意義」

査研究会 (於・全国銀行協会)

テーマ「財政再建の新たな方策」

渡辺 忠助教授報告 平成一三年五月一九日 哲学会総

会 (於・東京都立大学)

高内寿夫教授報告 平成一三年七月二八日 とちぎ県民

テーマ「合理的選好と内在的価値」

カレッジ (於・栃木県総合教育センター)

テーマ「少年犯罪の背景」

駒村圭吾教授報告 平成一三年六月四日 日本弁護士連

合会

児玉博昭専任講師報告 平成一三年八月二三日 小山市

テーマ「独立機関について

役所職員研修会 (於・小山市民会館)

——人権救済機関をめぐって——

テーマ「行政評価システムについて」

児玉博昭専任講師報告 平成一三年八月二十九日 鹿角市

役所職員研修会(於・鹿角広域交流センター)

テーマ「行政評価システムについて」

洪川 満教授報告 平成一三年九月一日 Japan

Law Foundation (日弁連法務研究財団)

テーマ「司法改革と三権分立」

遠山 聡専任講師報告 平成一三年九月二日 保険学

セミナー(於・生命保険文化センター)

テーマ「傷害保険契約における偶然性の立証責任——最

高裁判平成一三年四月二〇日第二小法廷判決を手がかりと

つた」

駒村圭吾教授報告 平成一三年一〇月六日 比較憲法学

会研究報告(於・京大会館)

テーマ「情報空間における“Public”の概念——アメリカ

カのデジタル・テレビ規制——」

遠山 聡専任講師報告 平成一三年一〇月二三日 保険

判例研究会(於・損害保険事業総合研究所)

テーマ「保険契約者ではない者に対してなされた契約者
貸付の効力」

児玉博昭専任講師報告 平成一三年一月二三日 栃木

市役所職員研修会(於・栃木市役所正庁)

テーマ「行政評価システムについて」

戸出正夫教授報告 平成一四年二月二日 保険判例研究

会

テーマ「判例研究『代価を偽った不動産売買両当事者の
住宅ローン保証保険保険者に対する不法行為責任の成否』

(東京地裁平成一二年一月九日判決、判タ一〇六〇号
一八五頁)」

児玉博昭専任講師報告 平成一四年三月一八日 栃木市
在宅介護支援センター連絡会研修会（於・栃木市保健福
祉センター）

テーマ「地域福祉の推進と地域福祉調査について」

駒村圭吾教授報告 平成一四年四月二七日 ガヴァメン
ト研究会（於・法曹会館）
テーマ「内閣の機能強化——中央省庁改革における議論
の帰趨——」

宮里恭子助教報告 平成一四年四月一四日 全国語学
教育学会（於・新潟JALIT）

テーマ「Japanese EFL Learners' Motivation and
Team Teaching」

近藤隆司助教報告 平成一四年四月二〇日 民事手続
判例研究会（於・早稲田大学）
テーマ「特定調停の現状と課題」